

令和4年第1回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和4年3月15日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫山裕子	副局長	小倉一仁
------	------	-----	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	宮内一裕	会計管理者 (会計課長)	十河貴子
総務課長	水口和洋	総務課副課長	中島正博
振興課長	平尾好孝	振興課副課長	吉田忠弘
税務課長	笠松昭宏	住民課長	瀬田和哉
住民課副課長	芦口正史	住民課副課長	陸平志保
福祉課長	木村陽子	福祉課副課長	芝健治
福祉課副課長	坂本真理子	長寿課長	宮本真里
長寿課副課長	目良大敏	建設課長	栗田信孝

建設課副課長	山根康生	建設課副課長	谷本和久
上下水道課長	谷本誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局 教育委員会事務局 学校給食センター 所長	三浦誠 前芝由希	教育委員会事務局副局長	平岩晃

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2 号 上富田町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例
- 日程第 10 議案第 10 号 上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 12 号 上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 13 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 14 号 上富田町敬老祝金支給条例
- 日程第 15 議案第 15 号 上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例
- 日程第 16 議案第 16 号 上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例
- 日程第 17 議案第 17 号 上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第 1 8	議案第 1 8 号	令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 0 号）
日程第 1 9	議案第 1 9 号	令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算 （第 2 号）
日程第 2 0	議案第 2 0 号	令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算 （第 2 号）
日程第 2 1	議案第 2 1 号	令和 3 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 2 2 号	令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
日程第 2 3	議案第 2 3 号	令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 2 4 号	令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算 （第 2 号）
日程第 2 5	議案第 2 5 号	令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算 （第 2 号）
日程第 2 6	議案第 2 6 号	令和 4 年度上富田町一般会計予算
日程第 2 7	議案第 2 7 号	令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 2 8	議案第 2 8 号	令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 2 9	議案第 2 9 号	令和 4 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 3 0	議案第 3 0 号	令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 3 1	議案第 3 1 号	令和 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 3 2	議案第 3 2 号	令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
日程第 3 3	議案第 3 3 号	令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
日程第 3 4	議案第 3 4 号	令和 4 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 3 5	議案第 3 5 号	令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第 3 6	議案第 3 6 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 3 7	議案第 3 7 号	町道路線の認定について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 1 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

ここで、会議に入る前に、議案第 26 号、令和 4 年度上富田町一般会計予算について誤謬の訂正の申出があり、許可いたしました。

お手元に配付しております正誤表について当局より説明があります。

総務課、中島副課長。

○総務課副課長（中島正博）

おはようございます。私からは議案の訂正についてご説明をいたします。

お手元の議案の訂正についてと書いている 1 枚紙のほうをご覧ください。

議案の訂正について。

令和 4 年第 1 回（3 月）定例会に提出いたしました議案について、下記のとおり訂正します。

記。

1、訂正する議案書。議案第 26 号、令和 4 年度上富田町一般会計予算について。

2、訂正するページ。133 ページ。

3、訂正する箇所。8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、7 節報償費の説明のところ、「消防団員退職報奨金 10」を「消防団員退職報奨金 2,366」に改める。

令和 4 年 3 月 15 日、上富田町長、奥田誠。

こちらは予算書でございますので単位は 1,000 円でございます。したがって、退職報奨金 1 万円を 236 万 6,000 円に改めとなります。

以上、おわびしてご訂正をいたします。

○議長（大石哲雄）

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（大石哲雄）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6 番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一答方式であります。

まず、保育所、小・中学校等の職員への新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施についての質問を許可いたします。

○6 番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、保育所、小・中学校等の職員への新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施について質問します。

新型コロナウイルス感染症の第6波で爆発的な感染拡大が起き、上富田町でも保育所や学校で感染者が出て学級閉鎖や休校となりました。

昨年9月と12月議会で私は、保育所、小学校、中学校など、子供たちが利用する施設でクラスターの発生を防ぐためにも、感染状況が一定レベルを超えた段階で定期的な検査を実施していくことを県に要望することとともに、町も独自で実施するよう提案しました。

このたび、政府の新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、検査の集中的実施計画の対象になってこなかったこうした保育所、小学校等での検査を検討するよう要望していますと事務連絡で通知しました。

報道によると、東京では、抗原検査キットを活用して私立も含めた学校の教職員を対象とした定期的な検査を始めたようです。

3月7日の県議会で、高田県議の一般質問に県は、新たに小学校や幼稚園、保育所、学童保育等でも職員への週1回程度の定期的な検査を3月31日まで実施する、従事者等による検査を行うことにより施設への感染の持込みを未然に防ぎ、感染拡大の防止を図ってまいりますと答弁しました。

上富田中学校でも、短期間ですが学級閉鎖やクラブ停止があったと聞きます。中学校で感染が起これば子供たちの学習に支障が出ます。

ワクチンを打つ、打たないは本人の自由です。ワクチンを打たない生徒も当然います。接種した生徒は71%であると担当課から聞きました。約3割が感染しやすい状況にあります。

また、ワクチンを打った生徒も、3回目を打つまでは抗体が減り続け、感染リスクは高まります。

和歌山の教員からも、自分たちが学校にウイルスを持ち込めば、体の弱い子供たちに移してしまうかもしれないと心配の声が上がっています。

中学校の教職員についても、町の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して、小学校と同様に抗原検査キットによる週1回程度の検査を職員にまず実施するべきではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の第6波の爆発的な感染拡大は、町内の小・中学校におきましても臨時休校や学級閉鎖、出席停止などの影響が出ております。これまで、抗原検査キットを活用した検査については、感染の状況や子供を対象にした場合の実施体制、検査体制です、財源などの理由から実施しておりませんでした。

しかしながら、第6波の感染は予想を上回るスピードで拡大し、陽性者や濃厚接触者、また、濃厚接触者になるかもしれないなど、コロナ感染に係る児童生徒の状況の報告や、時には教職員に関わる報告を連日受け、それらの対応をしてきたところです。

このような状況の中、感染拡大防止はもちろん、教育活動を停滞させることなく進めるため、陽性者や濃厚接触者を除き、濃厚接触者との接触者や自身が感染源となり得るなど、まずは少しでも不安のある教職員が即座に使用できるよう、小・中学校分の抗原検査キットを確保しながら既に検査を取り入れているところであります。

今後ですが、実施期限を設けることなく、感染状況を捉えながら学校現場において機動的に対応できるよう、検査キットの確保と抗原検査を実施し、引き続き感染症対策と教育活動の両立を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

少しでも不安のある教職員が即座に使用できるよう、抗原検査キットを確保しながら2月から既に検査に取り入れてきたことは大変よい取組だと思います。オミクロン株の感染力の強さから、子供が感染して大人に移すケースが多く見られます。子供を持つ教職員も同じです。

また、単身で生活し、全く外部と接触していなければ感染するリスクは低いと思いますが、大人はなかなか外部との接触なしには生活できません。他の地域で、中学校教職員が持ち込み、子供に感染させたケースもあります。その教職員の感染経路も分からないということです。検査で防ぐしかありません。

教職員の総数で見れば小学校教職員のほうが多く、中学校教職員は約30名強と少ない、また、中学校約30名強分の週1回の検査キット購入費は大きな金額ではありません。

また、小学校、保育所は県からキットが送られてきますので、町が用意する必要はなくなりますので中学校に回すことができます。

そのことも含めて、中学校でも小学校と同様の新型コロナウイルスを持ち込まない対応ができるのではありませんか。対応する必要はありませんか。答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

町内の小・中学校に関わる感染者数や濃厚接触者の人数は、学校からの欠席者等からの報告も1月中旬から増え続け、1月下旬にはピークに、その後、2月中旬まで厳しい状況が続いてございます。

感染拡大防止はもちろん、教育活動を停滞させることなく進めるために、少しでも不安のある教職員が即座に使用できるよう、無料のPCR検査の受検を進めながらも、2月中旬に抗原検査キットを活用し、確保しながら、近隣の対応状況や保健所の見解も聞きながら、より効果的な活用を図ってきたところです。

いまだ感染が身近なところで発生しているため、週に1回の抗原検査でと決め切るよりは、無料のPCR検査等の受検も含めて、常に自身の状況に必要なかつ適切な検査ができるようこれまでも徹底しているところですので、今後も引き続き検査キットを活用した感染対策を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

少しでも不安があるということは、本人が週1回程度行いたいと言えば簡易キットは使用できるということなのか、そしてまた、足らなくなったら追加することは考えられておられますか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

まず、2月には、こちら抗原検査キットを確保して既にもう活用を進めてございます。使用の方法につきましては、本人からの、教職員になりますが、申出を受けてその活用をしていただいております。特に使用の制限は決めていないということです。必要数につきましては、使用状況を確認しながら必要数を常に確保していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

先手先手の感染対策が必要だと思います。必要な場合に自由に先生方が使えるようにいただいていると思いますので、さらに自由度を高めていただくようお願いして、次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

保育所、小・中学校等の職員への新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施についての質問を終了し、次に、大内谷残土処分場の土地交換契約の問題点についての質問を許可いたします。

○6番（吉本和広）

では、次に大内谷残土処分場の土地交換契約の問題点について質問します。

交換前の土地の面積を見ると、町が持っていた土地は4,366平米で、Y社が持っていた土地は2,705平米です。町の持っていた土地のほうが約1,700平米広い。これは40メートル掛ける40メートル四方の面積が広いということに当たります。町の持っていた土地は、Y社の持っていた土地の約1.6倍であったということです。Y社の持っていた土地より1.6倍広い町の土地と、Y社の土地が全く同じ金額と評価されることはあり得ません。Y社は、自分の土地と町と交換した土地等を合わせて別の業者に宅地として販売しています。販売して利益を上げるためにY社は町の土地が必要であったということです。

業者と町民の財産である土地を取引するのですから、それぞれの土地が価格査定され、売買されなければなりません。しかし、売買ではなく交換されています。町の財産である土地は価格査定して販売されるべきものです。Y社と行った交換は不適切ではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

建設課長、栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

おはようございます。お答えさせていただきます。

Y社と上富田町の土地交換については、平成22年6月8日に土地交換の契約書が交わされ土地交換が行われております。町の土地4,366平米とY社の土地2,705平米が交換されております。面積の差は1,661平米あります。

議員ご指摘の、土地交換は不適切で、査定による売買でなくてはならないのではというご質問に対してですが、契約書に記載されている面積の大きさだけを見ると不適切だと推測されます。しかし、査定の状況について、どのように判断されたのかは、過去12年前に遡ることであり、詳細な資料が残されておられません。また、大内谷残土処理場の件については、過去約17年前に遡り、現在裁判が行われております。裁判が進んでいく中で不明な点が明らかになるのではと推測されます。

現在、町有地の売買については鑑定評価を基本とし、適切な対応を行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

現在行われている価格査定による売買を今後も守っていただくことが、町の財産、つまり町民みんなの財産を守ることになります。適切に対応することを厳守することを付け加え、次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

大内谷残土処分場の土地交換契約の問題点について、終了でよろしいですか。

（「はい」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それでは次に、後期高齢者の集団検診実施と歯科健康検診についての質問を許可いたします。

○6番（吉本和広）

後期高齢者の集団検診の実施と歯科健康検診について質問します。

後期高齢者の医療制度は、和歌山県後期高齢者医療広域連合——この後は広域連合と呼ぶことがありますので、そのことを指しています、今後は——が一括して行っています。上富田町も加入しています。

上富田町の後期高齢者の健康診査検査率は、人間ドックも行っており、令和元年度19.67%、令和2年度19.86%で、県下では令和元年度は5位と上位です。しかし、コロナ禍以前の令和元年度で見ると、後期高齢者の検診率は国保加入者の検診率約40%に比べて半分しかありません。県後期高齢者医療広域連合は、全国に比べて広域

連合の検査率が低いため、市町村に対して対象者の受診しやすい環境づくりとして集団検診を行い、検査率を引き上げる方向を示しています。

現在、13自治体は集団検診を行っています。上富田町は、後期高齢者に対しても後期高齢者の検診内容にはないがん検診を保健センターで行っています。がん検診に来られているなら、その際に健康診査を行えるように集団検診にすれば受診しやすい環境づくりとなり、健康診査検査は増え、県下でもトップの検診率となるのも可能ではないでしょうか。

令和3年度の予算特別委員会で集団検診を行うようにすべきと質問しました。副町長さんの回答は検討しますとのことでした。検診率が上がれば、早期発見・早期治療で健康が保たれるとともに、医療費抑制につながると思います。

広域連合は、実施できていない自治体の理由として、各市町村の人員体制の問題もあると説明しています。実際、受付実務や回数なども増え、職員は今まで以上に多忙になります。

正職員を増やして体制を取り、集団検診を実施すべきではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

お答えします。

後期高齢者の健康診査の受診率は、令和2年度19.86%、県内では4位となっております。県下では上位となっておりますが、全国と比べ和歌山県の受診率がまだまだ低い状況です。

受診しやすい環境づくりとして集団検診の実施も大切な施策とは考えますが、集団検診の実施には保健センターの協力が必要となります。コロナワクチン接種業務の動向が不透明な中、集団検診の実施は難しい状況と考えております。

高齢者の方は、生活習慣病、低栄養、健康状態不明瞭者など、様々な健康課題を抱えています。そういった課題の中の一つとして捉え、関連する課と協議を行っていきたいと考えます。

後期高齢者の健康診査は、県後期高齢者医療広域連合が県医師会と委託契約を行っており、県内の医療機関では受診できる体制は確保できておりますので、現時点では医療機関での検診をご利用いただければと考えております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6 番（吉本和広）

広域連合が市町村に対して対象者の受診しやすい環境づくりとして集団検診を行い、検診率を上げるという方向に対する町の認識はどうか。効果がないというのか、効果があり検診率は上がるという認識なのかお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

住民課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

今のご質問に対して町の考え方をご説明申し上げます。

先ほど議員がおっしゃいました職員の体制の問題、これも1つの理由ではありますが、上富田町としましては受診の機会は与えていると考えております。ただ、1人でも受けられる状態というのを確保するという意味合いは理解できますので、今後、周辺市町村の状況等を勘案しながら実施体制については慎重に協議したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6 番（吉本和広）

効果は認められるということと捉えてよろしいのですか。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

選択肢が増えるという意味合いでは効果はあると考えます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6 番（吉本和広）

広域連合の方針や議事録を見ても、広域連合は集団検診をコロナ禍だから進めないと記載されておられません。効果が認められるということであるなら、広域連合が指摘しているよう各市町村の人員体制の問題です。

上富田町は正職員が少なく会計年度職員が多い、そのために人員体制が取れないのではないのでしょうか。コロナ禍でも、国保の集団検診は、少なくなった時期を見て、対策も取って混み合わずスムーズに行われています。町の努力だと思います。

正職員を増やすということは住民への行政サービスがよくなるということです。正職員を増やして全ての住民への健康診断が進むようにすべきではありませんか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、吉本議員言われますように、正職員を増やす形で取り組みということですが、ここの住民課だけではなしに各課の中でも、いろんな中で正職員増やしてほしいという要望は職員から上がっております。それについては今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

今、町長からも職員を増やすよう努力していきたいという答弁もありました。ぜひ職員を増やして住民の健康を守っていただくようお願いして、次の歯科検診について質問を移ります。

歯科健康検診に至っては、令和元年度の県下平均6.55％に比べ、上富田町は4.57％台と低い現状です。令和2年度はコロナ禍で4.41％と下がっています。県後期高齢者医療広域連合は、訪問歯科検診を行い、引き上げる方向を示していますが、広域連合に聞くとまだ具体的なことは決まっています。受けられていない方の20％、5人に1人に歯科健康診査受診勧奨通知、A4はがきを出しましたが、効果の検証はまだできていませんとのことでした。

歯科健康診査というと歯の検査と思ってしまいます。しかし実際は全く違って、口腔衛生状況、咬合、かみ合わせの状況、粘膜異常など、歯のことではない項目が多い口腔内検査と、かむ能力、舌の機能、嚥下、つまり飲み込み機能など、口腔機能検査なのです。

私は南紀支援学校で寝たきりの重度の子供たちの担任を長くしていました。障害で嚥下がうまくいかない子供を抱いて、子供がむせずにうまく食事を取れるように工夫しながら食べさせてきました。誤嚥性肺炎になる生徒も見てきました。卒業後、誤嚥性肺炎で亡くなる卒業生もいました。食べることの大変さを実感してきました。私の父も誤嚥がひどくなり、口から食べられなくなり、体も気力もなくなり、直接胃におなかからチューブを入れる胃ろうになり、その後亡くなりました。人間にとって食べるという活動は最も大切な活動です。ここが弱ると体全体に影響が出ます。

広域連合は、検診状況について、高齢者になると入れ歯等の割合も増え、歯科健康診査に対する関心も低く、対象者や家族から、総義歯、総入れ歯です、総義歯でも検診は

必要かとの問合せがあり、歯科健康診査での口腔機能検査等の必要についての啓発や周知が不十分であった、また、歯科健康検査は節目年齢5年ごとでの実施のため、受診等の習慣がつきにくいと説明しています。つまり、後期高齢者の方は、総義歯の方も含めて、口腔衛生状況、かむ能力、舌の機能、嚥下、飲み込み機能などを改善し、肺炎等の全身疾患やオーラルフレイルの予防として歯科健康診査が大切だということを理解されていないということです。

広域連合が、直接、後期高齢者に送る歯科健康診査の案内チラシを見ると、歯科健康検査で歯と口の健康をチェックしてフレイル等を防ぎましょうとあります。フレイルという言葉が高齢者の方が分かるでしょうか。私も分からず検索して調べてみました。フレイルとは病名ではなく、筋力や心身の活力が低下し、健康障害を起こしやすい状態を表す言葉です。広域連合の事務局に電話をして、高齢者が分かりやすい言葉でチラシをつくってほしいと要望しました。

町は広域連合からの依頼を受けて広報で紹介しているということです。県の案内とは違うものをつくってはどうか。

私の簡単な例なので参考にならないかもしれませんが、例えば、高齢になると食べ物がかみづらい、飲み込みにくいといった、歯、お口のトラブルが起こりやすくなります。機能が衰えると誤嚥性肺炎など、全身疾患や筋力や心身の活力が低下し、健康障害を起こしやすい状態（フレイル）になる可能性があります。歯科健康検査では、歯や入れ歯、歯肉の状態、かみ合わせや衛生状況などのチェックを行っています。また、舌の機能、嚥下機能（ものを飲み込む力）といったお口の機能チェックも行っています。この機会にぜひ歯科検診を受けましょう、などと分かりやすく伝えてはどうか。答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

お答えします。

確かに議員ご指摘のとおり、歯科健康診査というと歯の治療につながる歯の検診のイメージが考えられます。後期高齢者の歯科健康診査は、歯の状態、かみ合わせ、口腔衛生状況等を確認する口腔内診査、そしゃく、かむ能力、嚥下機能、飲み込む機能を検査する口腔機能検査の検診となります。

高齢者の方にとって口に関する衰えは、口腔機能低下による食欲の低下、食欲が低下することによる身体機能の低下、活動量も低下し、心身機能にも影響を及ぼすこととなり、負の連鎖につながります。歯科健康診査は、そういった口腔機能、嚥下機能低下を

早期に発見する機会となります。

歯科健康診査の周知については、広域連合からの歯科健康診査の案内だけではなく、歯科健康診査の必要性を分かりやすい言葉で広報等を活用し周知に努めていきたいと考えます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

よろしくお願いいたします。広報に加えて、声かけによる働きかけが最も有効です。

令和2年度からの新規事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が行われています。フレイル対策として、75歳以上の高齢者に対する保健事業を広域連合が市町村に委託し、市町村が住民に身近な立場から、保健事業と介護保険の地域支援事業等と一体的に実施する、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行うとなっています。

県下では現在6市町で実施されています。いつまでに取り組むことになっていますか。

○議長（大石哲雄）

陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

お答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、令和6年度には全市町村で実施することとなっております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

広域連合の保健事業と介護予防の一体的な実施についてのウに、ポピュレーションアプローチ、ちょっと難しい言葉ですが、括弧して、通いの場等への積極的な関与として、フレイル予防の普及啓発活動や運動、栄養、口腔等の健康教育や、検診や医療の受診勧奨等を行うとあります。

今行われている通場、まちかどカフェや社会福祉協議会をはじめ、介護サービス事業者が行っているデイサービスなどに積極的に関与し、歯科健康診査の内容とフレイル予防としての重要性を知らせていくことが検診率を引き上げることにつながると思います。

上富田町でも福祉課、長寿課などが連携して取り組まれると思います。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を早く行えるよう、職員を配置し、取り組んでいただきたい。職員配置に対して広域連合から委託費が支払われるので、職員を増やして体制を

取り、オーラルフレイル予防の啓発や歯科健康検診の受診勧奨を行っていただければと思います。いかがですか。

○議長（大石哲雄）

陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

お答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、令和6年度には県後期高齢者医療広域連合と委託契約を交わし実施する事業となります。

一体的実施は、介護予防担当の長寿課、成人健診担当の福祉課、医療保険担当の住民課と3課の連携が必要となります。令和6年度の事業実施には、地域の高齢者が抱える課題の分析、実施内容の検討、医療機関等との調整が必要となります。3課で連携を図りながら、令和6年度の事業実施に向け協議していきたいと考えております。

その中で、フレイル予防、歯科健康診査の勧奨、また先ほどの集団検診の実施についても協議していきたいと考えております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

正職員を増やして体制を取り、一年でも早く行うことを期待して、質問を終わります。以上です。

○議長（大石哲雄）

これで、6番、吉本和広君の質問を終わります。

9時45分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時45分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

1番、山本哲也君。

山本君の質問は一問一答方式であります。

町道登尾下附線についての質問を許可いたします。

○1 番（山本哲也）

失礼します。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

町道登尾下附線についてお聞きします。

下鮎川地区を通る町道登尾下附線は幅員が狭い箇所が多く、地域住民の皆様にとっても長年の懸案事項でもありました。しかし、奥田町長が就任された平成30年度からは、成道寺の周辺を中心に毎年拡幅工事が実施されています。この区間における未改良区間は残り二十数メートルとなっています。

1月に行われました町長選挙では、私自身、奥田町長とともに、選挙期間中、下鮎川地区を回っていると、住民の皆様からこの区間に対する拡幅を望む声を多くいただき、住民の悲願であると強く感じました。

奥田町長の公約には、下鮎川地区、登尾下附線拡幅工事の延長を検討しますと、ほかの公約にある実施しますや着手しますという言い方に比べると少し弱い印象を受けました。住民の皆様からすると、本当にしてくれるんだろうかと不安に思っている方もおられるかもしれません。

町道登尾下附線の成道寺周辺における未改良区間について、拡幅工事を実施するお考えはあるのか、するとすればいつ頃になるのかお答えください。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

お答えします。

平成30年度より継続してきた拡幅工事になりますので、令和4年度においても成道寺周辺の未改良区間について拡幅工事を実施する予定です。発注時期につきましては6月前後を予定しております。

なお、現在計画しています成道寺周辺の延長162メートル間は、令和5年度に水路工事や舗装工事などを施工することで完了するめどが立っております。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○1 番（山本哲也）

ありがとうございます。今年度から着手していただけるということで、住民の皆様も安心することと思います。

成道寺周辺は令和5年度で拡幅工事が完了するということですが、そこから田辺方面への区間につきましても幅員が狭い道が続いています。下鮎川地区における今後の道路施策についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（大石哲雄）

谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

お答えします。

現在計画している区間より田辺市方面につきましても地元より拡幅の要望をいただいております。しかし、その間の延長が約360メートルあり、用地の協力や工事費のこともありますので、ご協力いただける用地内において部分的な拡幅を進めていきたいと考えております。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○1番（山本哲也）

ありがとうございます。

先週、加茂団地の住民の方にお話を伺ってまいりました。この地区に住むのは1軒、2軒ではなく40世帯ほどが住んでいる、今は自分の車で出かけられるが近い将来バスの利用を考えている。小型バスが通れるくらいの道幅にしてもらえたらという話もされていました。

毎日この道を通られている住民の皆様にとっては、さらなる道路の拡幅を切に願われていると思います。田辺市とも関わってくる話だと思いますので、ご協議いただき、引き続きご尽力くださいますようお願いいたします。

町長、何かありましたら一言いただきたいんですけれども。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、山本議員のほうからも、下鮎川の地区の団地の方のお話を聞かせていただいたということもあります。私自身も、これまでの間、そこの町内会の団地の皆さんとも協議もさせていただきましたし、今後についても、先ほど谷本副課長のほうから説明がありましたように、地域の方々から要望書も頂いておりますので、今後とも拡幅工事の延長をできるだけしていきたいと思っておりますので、またその点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○ 1 番（山本哲也）

ありがとうございます。よろしくお願いします。終わります。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 5 1 分

再開 午前 9 時 5 1 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これで、1 番、山本哲也君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

1 1 番、山本明生君。

山本君の質問は一括方式です。

まず、高速道路の休憩所（トイレ）についての質問を許可いたします。

○ 1 1 番（山本明生）

私の最後の質問させていただきます。

町長をはじめ当局の皆さん、議長をはじめ議会の皆さん、事務局の皆さん、私を支持してくださった皆さん、長い間ありがとうございました。最後の質問させていただきます。

まず、高速道路の休憩所（トイレ）についてです。

高速道路が南下または半島周回に向かって建設されていますが、休憩所は計画されているのか。町の所管事項ではないが、積極的に国に要望し、紀南に来る人々の利便性に努めてはということです。

まず、私、今、印南以南に休憩所がないと思うんです。これも、私も年いってきたらやはりトイレへよく行きます、そんな意味で誰が来ても落ち着いて走れる道路、やっぱり高速道路は大事ですから、そういう意味でぜひ、上富田町インターと新庄の間ぐらいが一番いいと思うんですけれども、その辺りにできるように国に働きかけていただきたい、まずそれが第 1 点です。

続きまして、防災対策についてです。

大規模開発には調整池の整備等の規制があるが、小規模開発ではそのような規制が緩い。それらを踏まえて、小規模開発の増加による町内の保水能力の低下についてです。

これは特に役場周辺で小規模開発がたくさんされています。確かに結構なことだと思います。それはそれでいいんですけども、やはりその分、保水能力が落ちてきます。それで、例えば田んぼのダムとか調整池とか、また遊水池、いろんな方策があると思います。今でしたらまだ空いておりますから間に合うと思います。ぜひ、水害に遭って弱ったということのないように今からよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

お答えします。

まず、高速道路の休憩所についてですが、高速道路の南伸が進み、我がまちにも平成27年に待望のインターチェンジが開通し、京阪神へのアクセスがよくなっています。

さらに、すさみ南インターチェンジから串本インターチェンジ間が2025年春に開通予定となり、大阪市内と紀伊半島南端が高速道路でつながり、利用者の利便性がさらに高まることが期待されています。

しかし、高速道路の下り線で、和歌山市を過ぎてから上富田インターチェンジまでの間、休憩所が設置されているのは吉備湯浅パーキングエリアと印南サービスエリアの2か所しかなく、渋滞などに巻き込まれると利用者にとって大変不便になってしまいます。

町内にも、道の駅くちくまのができ、休憩ができる場所となっていますが、現状、上り線のみ利用可能で、下り線からの乗り入れができないのが現状であります。

議員ご指摘の休憩所の設置に関しましては、国が現在進めています計画に当てはまるのか、また設置に係る費用負担等を考えますと、容易に進む話ではないと考えています。これらの現状を踏まえ、どのような要望を行っていくのかについて今後研究してまいりたいと考えております。

次に、水害対策についてですが、ここ近年、宅地造成工事が増加し、田畑の減少により保水能力が低下してきている中、最近の年間降水量を見ますと10年前よりも400ミリ程度増加しています。これにより、大雨の際に河川や側溝の水があふれ、住宅への浸水被害などが懸念されているところです。これに対応するため、町や県において河川改修工事やしゅんせつ工事を順次進めているところです。

議員がご指摘されているとおり、大規模開発などでは開発面積の規模に応じて調整池の設置が義務づけられています。また、県内を見ますと、主立った都市部では、宅地造成工事に係る規制区域に指定され、当町よりも細かな規制がかけられていますが、当町においては、個人が農地を埋め立て住宅を建築する場合などの小規模開発においては特

段制限が設けられていないのが現状であります。

これらを踏まえて、当町においても細かな規制を行うのかについて早急に和歌山県と協議を行い、今後研究していきたいと考えております。

以上、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

これで、11番、山本明生君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

2番、正垣耕平君。

正垣君の質問は一問一答方式です。

企業CSR活動と自治体との支え合いについての質問を許可いたします。

○2番（正垣耕平）

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回、企業CSR活動と自治体の支え合いについてということで、1点質問していきます。

僕、マスク取らせていただきます。

まず、1点目の企業CSR活動と力を合わせることで行政課題の解決にもつながると考えるがと書きました。まず、この質問なんですが、CSR活動って何ぞやというところからちょっと説明を交えたいと思います。

CSRといいますのは、SDGsとかが言われる実はずっと前からある言葉でして、企業の社会的責任と言われていました。コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ、これの略でCSR、企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のことを言われています。

企業は、単に利潤を追求するだけではなく、消費者、地域社会など、企業活動に関係を持つ人に責任を果たさなければならないという考え方です。この考えの下、これまでも、現在も、規模にかかわらず、町内にありますたくさんの企業や団体から多種多様な力をお借りしているわけなんですけど、いろいろ思うわけです。

こういった企業、大変社会貢献活動いただいています、これらの中には、本来行政が行わなければならない、そこをやってくれていることで助かっている部分というのたくさんあるのかなというふうに感じています。また、大きなイベントの際ですとかは、企業のマンパワーをもってして初めて開催ができているという実情もあると思います。

ここが今後もしっかり力を合わせることで非常に重要だなというふうに考えておるんですけども、改めてお聞きしたいと思います。

1点目です。企業CSR活動と力を合わせることで行政課題の解決にもつながると考

えませんがいかがですかという質問です。お願いします。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

地域住民の方や企業、事業所と一緒にまちづくりに取り組むこと、これは今までも、プロ野球のウェスタン・リーグ、また、口熊野マラソン、友遊フェスティバルなど、多くのイベントにおいてもたくさんの企業や団体の方々が地域貢献活動として取り組んでくれています。

また、スポーツセンター周辺の道路の環境整備、そういったことも周辺の企業さんにさせていただいておりますし、企業の森活動、防災対策など、様々な分野においても自発的に活動してくれています。

また、町外の企業を見てみますと、防災協定、また包括支援協定などを締結し、上富田町のまちづくりをいろんな形でサポートしていただいております。

知恵と創造の力を合わせる協働のまちづくり、第5次総合計画の基本理念であります。これからも地域の企業や団体等と協働したまちづくりに積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

今言っていた中にも大きなイベントありました。ウェスタン・リーグですとか友遊フェスティバル、また、スポーツセンター周辺の美化活動ですとか道路の清掃、除草作業とか、いろんな方、企業さんがやっているのも聞いています。その辺はきっちり町も押さえてくれているとは思っています。

ただ、そんな中で思うんですけれども、ボランティアで、仕事の忙しい中に、どっと従業員さんが出てきてくれていろんな作業に力を貸してくださっています。こういったことに、町はどういうありがたいという形を示していくのかなというのはずっと思っています。

といいますのは、草刈りとかも本来は町道管理の部分でやらないといけない部分をやってくれている部分であります。当然行政としては助かっている、その助かった時間とか人員でほかのサービスができていよということもあると思うんです。その中で手を取り合って、しっかり協力し合って、ここはこの企業さんがやってくれています、掃除

してくれていますということって、CSR活動にそもそも企業さんが取り組んでいく中で、単にボランティアで、今までそんなCSR活動ですとかいうふうに捉えていない活動であっても、企業さんとしては本当に地域貢献の心でやってくださっている部分ってあると思うんです。

そんな中で、しっかり町が公表していくといいますか、公表とかいう堅いものでなくても、ここはここにお世話になっています、なのでこの清掃、美化が保たれていますとかいうことって周知できないかということで次の質問にまいりたいんですが、これはボランティア、マンパワーを借りたとかいう部分でも同じです。このイベントにはこの企業さんの力を借りていますとか、そういうことなんですけれども、2点目にまいりたいと思います。

常に協力をいただいているたくさんの企業、これの周知方法についてということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

今までも様々なイベントや施策に対し、資金の提供、物資の提供、それと知識の提供、あとは人材の提供、こういった形でいろんな形で多くの企業や団体からサポートをしていただいているところです。非常にありがたいと思っております。

企業側の希望にもよります。企業も、そういった活動を伏せておいてほしいよという企業と広く広報してほしいよという企業と分かれてくると思うんですが、行政側としてはできるだけそういったしていただいた企業に対しては広く広報していきたい、地元紙に載せるとか町の広報紙に載せるとか、場合によっては感謝状を贈呈させていただくとか、そういったことも積極的に今後引き続きしていきたいと思っております。

今ちょっとしたことですけれども、場合によっては、例えば1つの花壇を整備してもらって、除草してもらって花を植えてもらって管理してもらう、そういうことによってその企業の名前をその看板につける、そういったことも今後検討していく必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

ありがとうございます。今ちょっと花壇という話が出ましたので。この間、ご紹介し

ていただいたところ、福岡県なんですけれども、福岡市、ここは一企業一花壇というような取組もやっています、1つの花壇を企業さんとか、個人は花お一つなんですけれども、管理してくださっています。何百という会社がいろんな花壇を持って美化を保ってくれているというような、すごい大きな取組もあるんですけれども、そんな大きなものでなくても、上富田町でしたら教育委員会が担当しています花を植える部分もたくさんありますし、いろんな場所ってあると思うんです。

僕も企業をされている代表者の方に聞いてみますと、そんなん全然言うてくれたらやりますよというようなこととかもお聞きしています。そんなんですっかり手つないでやれる部分もあるんちゃうかなというふうに思っていますので、その辺、さっき広報紙とか言われましたけれども、後でホームページとかの話もさせてもらいたいなと思っています。次にまいります。

今言われた企業や団体、たくさん協力いただいているというところで、どんどん紹介はしていってほしいところだと思うんですけれども、こういった貢献って、まず僕ら、こんなことさせてくださいとか、ここの掃除させてくださいと、なかなか企業さんって手上げにくい部分だと思うんです。でも自発的にやってくれている、自主的に貢献してくださっていることってあると思うんですけれども、それをしっかり町が押さえて、この部分、この会社さんやってくれています、この団体さん、地域団体さんやってくれていますということをしっかりつかんで、ここはもう継続的にもお願いしたいというようなことをしっかり決めて結んでいく、その分ほかのところに手がつけられますとかいう部分って大事なかなというふうに思っているんですけれども、ちょっとうまいこと言えないんですが、制度化とかいうことではなくてということなんですけれども、こういった個人や企業さん、団体さんの社会貢献、地域貢献というものをどうやって行政、自治体は受け止めて協力体制を確立していくんかということ、この部分をお聞きしたいと思います。

ごめんなさい。質問には、企業や団体とともに支え合うまちづくりの中で、企業の社会貢献を積極的に受け入れる手法とはということでお聞きしているんですけれども、お願いいたします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

行政側からすれば、今後、人口減少や少子高齢化、厳しい財政の中、行政と企業が協働で行政サービスを担い、提供していくことができれば、より充実したものとなります

し、地方自治の本質でもあります住民参加型の自治を進める観点からも、行政と企業の協働による施策形成を進めることは非常に大切だというふうに考えております。

また、逆に企業側から見た場合ですけれども、企業側も、積極的にまちづくりに関わりたい、参加したいと、そういった声を聞きます。どうやって関わればいいのかという意見もよく聞きます。最近では、健康経営やCSR活動、SDGs、子育ての支援の環境づくり、そういったのに力を入れて取り組む企業も多く、その活動の中で、社会教育やチームビルディング、また地域の中の一員としての意識、社員としての満足度、そういったのが芽生えてきています。

また、そういった活動をしていることにより、企業のイメージアップにもつながります。就職の際に会社を選ぶときに、そういったのが会社を選ぶ人のインセンティブにもなりますし、また、その社員やその家族の満足度にもつながってきます。

今後、上富田町にそういった意識の高い企業が多く出てくることにより、最終的には地元への就職や、また都会に出ている子供たちがUターンをしてくる、そういった人の受皿にもなりますし、それが最終的には人口増、今も増えていますけれども、人口増の一因にもなるのかなというふうに、つながるのかなというふうに考えております。

最近では、現在も行われています協働事業や、企業や団体の社会貢献を制度化する必要があるというふうに考えています。今もいろんな形で各企業と協働でやっているんですけれども、これを1つ何か制度的なものでまとめたなというふうに以前からも思っていました。スポーツに関すること、防災対策に関すること、観光振興に関すること、環境美化に関することなどなど、協働することによりより効果が上がる事業は多岐にわたります。制度化に当たっては、行政が一方的に作成し、行政サービスの負担の転嫁、これにならないよう、しっかりと行政が公的責任を果たしつつ、企画段階から企業と一緒に計画をしていき、双方がウィン・ウィンの関係の中で協働のまちづくりができるようにする必要があると考えています。

いろんな周辺のまちを見ますと、条例化しているところがあったり、入札のときにそういったのを加点としてインセンティブを与えたり、補助金制度を導入したり、行政が事業を項目分けし、それを地域の企業に募集を募ったり、自治体によって手法はまちまちではありますが、上富田町としましてはそういった県外のいろんな事例も研究しつつ、企業が社会貢献に参画しやすい制度を考えていきたいというふうに思っていますし、企業のそういった活動を、先ほど広報紙とか言いましたけれども、ホームページとかSNS、そういったのでも発信できるような体制を一緒になってつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2 番（正垣耕平）

今いただいた中でも、ここでしっかり考え方として押さえておかなあかん大事な部分ってあったのかなと思うんです。というのは、こういうことを進めていく、制度化という言葉もおっしゃられましたけれども、そういうことを決めていく際に注意しなければならないというところが、行政サービスの負荷の転嫁になってはならないということをおっしゃられました、ほんまにそのとおりやと思います。そのあたりは、前半の私の質問の趣旨とも一致しておるのかなというところは思っておるんですけども、このことって大きく言ってしまうと官民連携とかそういった言葉になってくるのかなと思うんですけども、きっちりとつながっていく、どの部分で貢献をしていただくのか、協力をいただくのかということをしかり押さえて、それを受けて上富田町ではそれをありがとう、本当に助かっています、それをやってくれるからほかの行政サービスに手つけられますとかいうことをしかりと打ち出していくことも大事やと思うんです。ほんで、やっとな協力できたということが、あ、ええことできたなと、地域に貢献できたなということが、企業さん、感じられるかなと思うんです。その辺の意識を変えていくということが、本当の意味での支え合い、協働のまちづくりということかなと僕は思っています。

今、子供たちは学校でしっかりSDGsについても学んでいます。そういった彼らが、将来地元から出て行って都会へ出て、いろんなこと吸収して帰ってくるという選択肢を考えたときに、町のホームページとかのぞいたとき、そういったときに、あ、この地域も、このまちも、企業さんも、しかりとつながり合っているんだとか、地元に戻ってもしかりと地域貢献すぐできる、働き手として活躍できると思えるかどうかということとか、また、自分自身が自分の地元で起業してみようとかいうことにもつながってくると思うんです。だから、その点ではやっぱり町のホームページってすごく重要なものやと僕は考えていて、そこでしかり、企業さんが町とこうつながっています、こういった貢献していただいています、町はこの貢献をしかり受け止めて循環させていますというようなことを打ち出していく、それに向かって研究していくことって本当に大事やと思っています。

こういうことというのは、若者とか地域企業とか、町にとっても全ていいことばかりかなというふうに思うんです。全国見渡したらたくさんの事例があります。先ほどもちょっと言われたインセンティブとか入札制度とか、いろんなものを条例化してやっている自治体もあります。まずはできることからでいいと思うんですけども、言われますようにまずは企業さんと一緒になって考えていく仕組みをつくっていくということが大

事やと思います。行政だけで考えるんじゃなくてしっかり一緒になって考えていく、それで地域貢献に対する感謝とか、ありがとう、助かりますというような気持ちが地域で好循環していく、こういうことを本当にお願ひしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今後も企業と行政が一体となって引き続きやってほしいという質問だったと思いますので、今先ほど平尾課長のほうからも話ありましたように、行政が主導するのではなく、やはり企業さんと一緒になって話をしながら、テーブルに着いた中で、こういう形でやっていきたいよ、全体的な先ほどの説明にもなりますが、スポーツ振興に関することに、そこで協力をしたいよ、防災対策について協力をしたいよという企業さんの、企業さんの中でもいろんなイメージがあると思うんで、そういうところも今後も町としてはそれを受け入れて、それに対して企業に協力依頼をしていきたい。

先日でしたけれども、株式会社キナンさんのほうからも、自転車ツーリズムのほうで協力をしたいという形で、企業版ふるさと納税を使って、この間、自転車の回収のバスを1台寄附してもらった、そういう形もありますし、今後もそういう形で町と企業が様々な形で取り組んでいけるようにやっていきたいと思いますので、その点また、正垣議員さんのほうからも各企業さんのほうにもしお声がけをしていただけるのであれば、町としてもこういう考えを持っているんで企業さんも一緒になって頑張っていきませんかという形もお願ひをしたいと思っております。その点、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

今、町長言うていただきました。本当にそのとおりやと思います。

それで今、健康とかの話、スポーツ振興という話もありましたので、ある団体さんの話を聞きますと、役場で、かみとんだ体操ですとか、朝、体操している、企業もそういった体操しようとなればしますし、そうやっていろんなことを協力、体操するのも1つの地域貢献、健康寿命を延ばすという点では1つのことになります、こういったことって、一緒にやっているというのをどんどん出してほしいよねという話は聞いています。

そういったことをしっかり受け止めて、仕組みづくりも一緒になって考えていただきたいなということ、本当に好循環する、感謝の気持ちが好循環するということをお願ひ

いたしまして、今回、質問終了します。

○議長（大石哲雄）

これで、2番、正垣耕平君の質問を終わります。

10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時28分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

7番、田上明人君。

田上君の質問は一括方式です。

町長の施政方針についての質問を許可いたします。

○7番（田上明人）

こんにちは、田上明人です。ちょっとマスク取らせてもらいます。

では、通告に従って一般質問をします。

新型コロナウイルスの新規感染者は全国的に減少が続いていますが、そのスピードは穏やかで、特に高齢者の感染が継続している状況です。

私も3回目のワクチンを接種しました。1回目、2回目とも副作用はありませんでしたが、3回目は、注射した腕が痛く、熱は出ませんでした。風邪に似た症状で2日休みました。今は快調に過ごしております。

ワクチン接種を希望しない方もいますが、コロナ感染者になっても重症化にならないと報道されていますので、ワクチン接種を私はお勧めいたします。町民の皆様には引き続き新型コロナウイルス感染症対策をよろしくお願いします。

さて、さきの町長選挙は、まちを二分した激しい選挙でした。奥田町長は、明るく豊かで元気な人づくり、まちづくりとして9つのマニフェストを掲げ、再選されました。再選おめでとうございます。4年間の上富田町のかじ取りをよろしくお願いします。

町長が掲げた施政方針としての9つのマニフェストについてお聞きします。

1つ目のマニフェストですが、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を早急に実施しますとありますが、現在の進捗状況と、これからの5歳から11歳児のワクチン接種を保護者にどう勧めていくのかお答えください。

2つ目ですが、朝来小学校の水泳プールの建て替え工事に着手しますとあります。これまでの経過と着手時期、プールの規模、建築場所、補助金はあるのか、また、災害時にプールにためた水をろ過し、飲料水として利用すると新聞報道もされています。今も同じ考えかお答えください。

3つ目です。南紀の台パブリック地域のコミュニティセンター（仮称）の建築を推進しますとあります。これまでの経過と建築時期、建築場所、建築規模、駐車場、概算見積りについてお答えください。

4つ目です。コミュニティバスからデマンド型乗合タクシーの導入に向け検討しますとあります。どの時期で検討され発表するのか、2期目の任期中に実現できるのかお答えください。

5つ目です。岩田地区、大坊奈目良線の拡幅工事を県と連携し整備を進めますとあります。現在の道は狭く、車1台が通りかねています。どういった整備計画を構想しているのかお答えください。

6つ目です。生馬小学校裏の砂防急傾斜対策事業を県と連携し整備を進めますとあります。防災整備計画としての着手時期をお答えください。

7つ目です。岡地区の老朽化した水道管を耐震管路へ更新しますとあります。場所、延長、工事期間をお答えください。

8つ目です。市ノ瀬地区、上大中クリーンセンターの解体撤去工事に着手しますとありますが、現在、解体設計も終了し、汗川町内会公害対策委員会と協議中の市ノ瀬汗川地区の地域振興、インフラ改修についてお答えください。

9つ目です。下鮎川地区、登尾下附線拡幅工事の延長を検討しますとありますが、これまでの経過と登尾下附線全路線の拡幅の考えはあるのかお答えください。

9つのマニフェストについて、どれから着手するのか、優先順位をつけているのかも併せてお答えください。

また、町長の姿勢としての熱意をこの場で披露していただければありがたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

1番目の新型コロナウイルスワクチン3回目接種については、1月22日より集団接種を開始しています。3月14日現在で約7,060名が接種されており、進捗率は67%となっております。引き続き、土・日、平日の夜間の接種も実施しながら進めてい

く予定となっております。

5歳から11歳の小児接種についてですが、厚生労働省では、今後様々な変異株が流行することも想定し、特に重症化リスクの高い基礎疾患を有する小児に対して接種の機会を提供することが望ましいと、予防接種法に基づく接種に位置づけられております。

本町としましては集団接種、個別接種を選択できる体制を取っており、対象者1,056名に3月3日に個別通知を行っております。案内送付時には、副反応等を記載した保護者用のパンフレットを同封させていただき、また、随時ホームページにてより多くの情報を提供できるように進めております。

2番目の朝来小学校の水泳プールの建て替え工事についてです。

朝来小学校の水泳プールは、昭和52年に建築されたものであり、老朽化により本体や設備などの修繕も頻繁となっていたため、建て替えの検討を進め、令和3年度中に設計を終えるところです。

また、プールの概要ですが、25メートル、7レーンを確保した大型プールと小プールとし、令和4年度に工事に着手する予定としています。着手時期について、現在、事業計画を基に補助金を申請しているところでありますが、補助金等の見通しが立ちましたら補正予算等を上程し、令和4年度の夏休みあたり頃から着手できればと考えております。

また、今回の水泳プールについては、地震防災対策特別措置法第4条に規定する浄化型水泳プールとし、上富田町国土強靱化地域計画や和歌山県第6次地震防災緊急事業5箇年計画に位置づけております。地域の防災力を高め、さらには補助金に係る補助率も高くなるなど、より効果的・効率的に施設整備ができることから、計画どおりに進めてまいりたいと考えております。

3番目の南紀の台パブリック地域のコミュニティセンター（仮称）の建築について、これまで、南紀の台地区より、近年の人口増加を受けて、地域での交流施設や防災の拠点となる避難施設がないため、地域への公共施設整備の要望がありました。地元町内会、南紀の台パブリックの2町内会とは、岩田公民館の建て替えや生馬公民館の耐震改修を進めた後に、朝来公民館の分館として整備を進めていくことについて同意を得ており、令和4年度に設計、令和5年度に建築ができるように進めていくこととなります。

建築用地については、現在町が保有している土地を候補地として、費用面や利便性などを検討しながら協議をしている状況であります。現段階では、建築規模や概算見積りについてはまだ具体的には出ておりませんが、地域のニーズを捉えるとともに、ほかの公民館などの状況を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

4番目のコミュニティバスからデマンド型乗合タクシーの導入についてですが、令和

5年4月から本格的な運行開始ができるよう準備、調整を進めているところです。

5番目の町道大坊奈目良線は、小学校へ通う児童の通学路となっており、沿線には支援学校や福祉施設があります。幅員は狭いところで2.8メートル、町道横には大きな農業用水路があるため、車両が通行する際、児童が誤って転落するおそれがあります。そのため、現在、和歌山県で進められている支援学校の統合に合わせて道路改良を行うことで、車道及び歩道の整備ができ、安全・安心な通行が確保されます。

整備計画につきましては、国道311号から岡川にかかる高井田橋までの間約240メートルで、幅員については、高井田橋の幅員に合わせて車道を5メートル、歩道については2メートル程度で検討をしています。なお、拡幅に当たり、土地所有者への説明や補助事業の予算要望などもあるため、順次進めていく予定です。

6番目の生馬小学校裏の砂防工事については、測量調査設計が今年度完了予定で、工事は令和4年度より着手予定、また、急傾斜地崩壊対策事業については、今年度より測量調査設計に着手予定と県より伺っています。

7番目の岡地区の老朽化した水道管の更新における場所、延長、工事期間については、今回、水道管の更新を計画しています場所につきましては、岡高齢者憩の家付近の上岡大橋から葛原地区の高台に設置しています葛原配水池までの区間について、延長約1,750メートルの老朽化した水道管を耐震管路へ更新を行うものでございます。

工事期間としましては、令和4年度と5年度の2年間で水道管の布設替え工事を完了し、令和6年度では水道工事を実施した区間の路面復旧を行う計画となっています。工事期間中につきましては、地域の方々と協議を行い、梅やミカンの収穫時期における工事期間の調整や、歩行者の安全等にも十分配慮しながら工事を進めていきますので、住民の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

8番目の上大中クリーンセンターの解体撤去工事につきましては、現在、早期の解体撤去に向け上大中清掃施設組合で取り組んでいるところです。

この中で、地元要望に対する協議事項についてのご質問かと思いますが、地元要望につきましては、昨年9月29日付で、上大中清掃施設組合宛て、地元汗川町内会様より、上大中クリーンセンター施設閉所及び解体工事に向けての要望事項一覧の提出があり、組合で受理しております。

その後、組合のほうで、要望箇所の確認、また対応について、組合の構成市であります田辺市様とも協議を重ね、令和4年2月14日に組合管理者会で一定の方向性の確認を行いました。

また、去る2月16日には、上富田町議会全員協議会にて回答案について協議、2月

16日以降、田辺市選出の組合議員様にも回答案の事前協議をさせていただき、協議の結果を踏まえて、組合としての回答案を先日3月5日開催の上大中クリーンセンター公害防止対策委員会で、地元代表の方に回答、説明をさせていただいたところであります。

要望事項に対しての上大中清掃施設組合の回答としましては、組合として対応する部分と組合外として上富田町の検討課題としていただく部分とに分けて回答させていただいております。

組合が対応する部分につきましては、工事が原因で損傷が予想される町道汗川線に係る部分の改修のほか、施設への町道汗川線接道部分の雨水排水対策、同じく町道汗川線附属の水路の一部についての改修、クリーンセンター下の町道付近への防犯灯の設置、工事車両が通行する町道汗川線沿線家屋について、工事車両の通行により家屋への振動等の影響が懸念されるため、工事前後の家屋調査、また、地元汗川ふれあい会館の塗装補修などです。これらにつきましては近く地元と覚書を協定する予定です。

なお、上富田町の検討課題とした部分につきましては、内容としましては、直接、解体工事で使用しない町道や水路の修繕等が主な要望となっております。これらにつきましては、上富田町として、国道より北側に関する部分につきまして、町職員立会いの下、修繕箇所を協議、施設解体工事期間に合わせた対応として考えております。

また、国道の南側の登尾地区の要望につきましては、他の地域とのバランスもあるため、町内会要望として提出していただく中で、危険箇所等につきましてはできる限り優先的に対応を行っていききたいと回答したところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

9番目の下鮎川地区、登尾下附線拡幅工事の延長を検討しますにつきましては、先ほど山本哲也議員に説明した内容と同じになりますが、経過につきましては、狭隘な部分の土地所有者である成道寺や地元の協力を得て、平成30年度より拡幅工事に着手しています。継続して拡幅工事を進めてきたことから、現在計画している成道寺周辺の延長162メートル間は、令和5年度に完了するめどが立っています。町道登尾下附線全線の拡幅については、用地の協力や工事費のこともありますので、ご協力いただける用地において部分的な拡幅を進めていきたいと考えております。

最後の10番目の、9つのマニフェストについて、どれから着手するのか、優先順位をつけているのかにつきましては、現在行っているワクチンの3回目接種や朝来小学校の設計をはじめ、着手しているところもありますので、補助金など予算が確定次第、できる事業から順次着手していく予定であります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

田上君。

○7番（田上明人）

ありがとうございました。町民が切望している政策だと思います。早期に実現してもらいたいと思いますので、職員の方々も一層努力していただきたいと思います。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで、7番、田上明人君の質問を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

12番、木本眞次君。

木本君の質問は一問一答方式です。

町長の職務権限についての質問を許可いたします。

○12番（木本眞次）

最初にちょっとお断りしておきますけれども、今日は昼からの質問だったと思いますので、入れ歯していますので、昼にポリグリップで固定してこようと思ったんですけども、していないので、聞こえにくいところがあるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

ゆっくりやってください。時間十分にあります。

○12番（木本眞次）

それでは質問をさせていただきます。

先日の町長選挙で奥田町長さんが2期目の当選、誠におめでとうございます。

そこで、町民を代表いたしまして質問をさせていただきます。

町長は選挙で選ばれた行政の長であり、一国一城のあるじで、相当の権限を持っていると思います。最終的に町長の判断によって物事が決定されるということになります。

町民の命運は町長の判断、決定に委ねられていると言っても過言ではないと思います。

しかし、権力を過信し、独断専行に陥っては、誤った結果を導くことになります。

その辺のところで、町長さんの職務権限についてどうあるべきかお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

町長の職務権限については、今、木本議員が言われるように独断でやることがないように、私は町民の意見を聞きながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○12番（木本眞次）

次からの質問については、はい、いいえでお答えください。

他の組織や団体の役員人事に介入したことがありますか。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

いいえ。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○12番（木本眞次）

ある団体の役員が町長から辞職するように言われ辞職届を出していますが、これは事実ですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

いいえ。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○12番（木本眞次）

これが事実であれば、ないということですので、今お答えのようにならないということで

ありますので、他団体の人事に対して不当な介入を行ったことはないですね。再度聞きます。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

ありません。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○１２番（木本眞次）

それでは次に移ります。

先ほどの町長の職務権限の答弁との整合性ではありますが、ないということですので次の質問に代えさせていただきます。

事実関係を調査して実態を明らかにします。もし議会本会議で虚偽の答弁をすると議会軽視として問題にしますよ。また、今後の審議にも応じられませんよ。

ほかにも人事介入を行ったことがありますか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

ありません。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○１２番（木本眞次）

うわさに聞いていますので、この件についても事実関係を調査して実態を明らかにしていきたいと思います。

いずれにしても、町長という強権をかさに着て、不当に他団体や組織の人事に介入することは、権力の乱用で、犯罪行為であると考えますが、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私は人事に関与したことはございません。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○１２番（木本眞次）

不当に他団体や組織の人事に介入する理由が個人の政治的理由によるものであるならば、これは憲法第19条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」に違反することです。言わば憲法違反になるということを申し添えて、質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私は、人事に関して介入をしておりませんので、憲法違反になっていないと思っております。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○12番（木本眞次）

今、介入していませんよということなんですけれども、これは明らかにさせていただきます。また後ほどの議会でいろいろと協議していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

町長、答弁ないですか。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私は一切人事に関与したことはありませんので、再度申し添えておきます。

○議長（大石哲雄）

これで、12番、木本眞次君の質問を終わります。

13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午後 1時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

10番、九鬼裕見子君。

九鬼君の質問は一問一答方式であります。

まず、デマンド乗合タクシー実施に向けての質問を許可いたします。

○10番（九鬼裕見子）

マスクを取らせていただきます。

通告に従って一般質問を行います。私の最後の質問となります。

それから、さきの議員さんの質問と少し重なる部分もありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、デマンド乗合タクシー実施に向けてです。

先日の町長選挙で、奥田町長の公約にデマンド型乗合タクシー導入の検討が掲げられ、自ら移動手段を持たない高齢者の方々から注目を集めました。他人や働いている息子、娘に頼らず、自分たちで自由に出かけられると喜びの声が聞こえてきました。高齢者の方にとって待ちわびていたことがやっと実現に向けて動き出したとの思いです。

1つ目として、今後の方向性についてです。先日、総務委員会でデマンド乗合タクシーの実施に向けての方向が提示されましたが、どのような内容でしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

今後の方向性につきましては、現在のコミュニティバスの抜本的なダイヤ改正、そういう位置づけで行います。したがって、現在の中型のポンチョ1台、それとハイエース2台、また、現在使われています80か所ある既存のバス停、これをそのまま活用します。改正内容としましては、従来の定時定路線型コミュニティバス、それとデマンド型コミュニティバスの双方を運行します。

定時定路線型コミュニティバスにつきましては、中型ポンチョで利用者の見込める路線に運行を絞ります。具体的には、南紀の台地区と丹田台地区を朝夕に運行します。これにより、南紀の台地区の朝来小学校の児童の登下校についても引き続き同じコミュニティバスを活用することができます。

また、デマンド型コミュニティバスにつきましては、当初、ハイエース2台で上富田町全域を対象に運行する予定で準備を進めております。運行経費につきましても、令和4年度のコミュニティバスの運行経費の範囲内で運行ができるよう現在調整中であります。もちろん引き続き特別交付税の対象にもなってきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

今、答弁いただきました。

総務委員会からの資料からですが、本格的な実施は令和6年度4月からということは、2年後です。それに向けて令和4年度から5年度中に実証実験を開始する予定で、実験をしながら利用される方の意見を聞き改善策を考えていくという、それ自体はとても大切なことです。

しかし、その実証実験を1回で終わることなく、利用者の意見をしっかり反映させながら、繰り返し練り上げていくことが大事だと思います。若い世代と違って一日一日と老いを感じる高齢の方にとっては、実証実験であっても一日も早い実施が待ち望まれています。

次の質問です。実証実験の前倒しができないかということで、以前からコミバス運行の償却期間の関係で令和6年度からの実施と言われていますが、実際には行政の見通しの甘さから赤バスのときから空気を運ぶ運営になってきているし、空バスの運行は温暖化対策を考える上においても早い時期に改善が必要ではないかと思います。

財源として、例えば令和3年度普通交付税の再算定があり1億3,500万円の増額があったと思います。そういったお金を使って実証実験の前倒しができないのか、その点についてどのように考えるか答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

昨年の12月の議会での一般質問では、確かに令和6年の4月1日からデマンドタクシーの運行を開始するというふうな説明をさせていただきましたが、実はそれ以降もずっと並行して明光バスさんといろんな協議をしておりました。

先ほどの回答にもありましたように、現在のコミュニティバスの抜本的なダイヤ改正という位置づけの中で、1年前倒しで行い、令和5年の4月1日から運行開始で調整しております。これは先ほどの町長の答弁の中にもあったかと思われます。

したがって、実証実験につきましても、それに伴い現在のコミュニティバスとの同時運行になります。現在のコミュニティバスは、あくまで令和5年の3月31日までは今の形で運行しようと考えています。

今年の10月と11月の2か月間、実証実験を実施して、その中で利用者の意見をい

ろいろいろいただきたいというふうに考えています。ただ、実証実験を行うには、この2か月間の運行業務委託料、それと実証実験や来年の4月本格運行に向けてのPRチラシや時刻表、そういった諸費用として約350万円ぐらいが必要になってきます。このうち50%は、県の地域生活交通確保支援事業補助金というのがあるわけなんですけど、そちらのほうを活用できますが、今年の9月議会において補正予算の可決をいただく必要が出てきますので、その旨は議員の皆さんもよろしくお願い申し上げます。

また、運輸局や上富田町内を運行している民間のバス会社、タクシー会社との事前調整は既に済ませていますけど、今後、上富田町コミュニティバス検討委員会、また上富田町の交通会議、それと田辺市の交通会議、こういった会議での承認が必要となってきます。今後、このスケジュール感で実施できるよう、引き続き関係機関と調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

総務委員会での報告は令和6年ということでしたが、令和5年から本格実施との答弁で、前倒しとなり高齢者の方が喜ばれるのではないかと思います。

次に、バス停の件についてです。

総務委員会の説明からですが、乗降場所は従来とあまり変わらず、高台に住む方などいつになっても利用できません。乗合タクシーの意味合いがないのではないかと思います。その点についてどのように考えておられますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

現在のコミュニティバスのバス停が80か所、それと国道42号、国道311号を運行している明光バス、龍神バスの既存の路線バスの停留所、それと役場や公民館などの公共施設、それと病院、スーパー、スーパーは大小これから考えていく必要はあると思うんですが、それと町内会館、それとまちかどカフェをやっている施設、そういった施設に乗降ポイントをまずは設けます。その後、地域の実情や高齢者の方々のいろんな状況、そういった状況を包括支援センターのほうで総合的に判断しまして、必要に応じ新たな乗降ポイントをさらに追加で設定して、乗降ポイントまで歩いていくことが困難な方への対応もその都度していきたいというふうに考えています。

また、でも基本的には町内での運行とし、既存の路線バスやＪＲの朝来駅、そこへ接続する、これがそもそも空白地帯のコミュニティバスとかデマンドタクシーの役割になってくるんで、その役割もしっかりと果たしながら、かつ町内だけではなくて、今までのコミュニティバス同様、その前の、改正前のコミュニティバス同様、南和歌山病院とか紀南病院のほうにも行けるような、まだこれは決定ではないですけども、田辺市の交通会議のほうに依頼をかけていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

実際に、今のバス停に対して加える程度では、本当に困っている方の乗合タクシーの実現にはならないと思うんです。自分が、実際に行政の方が、困っている方の家から、どうしたらこの方がどこまで歩けるのかとか、そういったことをきちっと把握していただくということがとても大事だと思います。

集落から離れているかなりの遠い距離の方もシニアエクササイズにも行きたい、そういう思いがあっても今の状況であればそういうシニアエクササイズにも参加できないので、そういった点、しっかりと地域包括の中で検討していただいて、本当に困っている方のためにバス停を考えていただければと思います。その点、本当に一人一人の高齢者の方に寄り添った形で実現していただければと思います。

次に、なぜドアツードアの運行ができないかということで答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

１つは、上富田町内は全くの交通空白地帯ではないということです。町内には明光バスや龍神バスも運行しています。この路線は、関係市町が現在赤字補填をしながら路線バスの運行を維持している、そういった状態であります。

２点目は、タクシー会社との経営上のバランスであります。タクシー会社との協議も既に終わっているわけなんですけど、その中で、タクシーとのやっぱりめり張りをつけてよというふうに言われています。これは、つまり貸切りではなくて乗合タクシーにしてよと、１人だけ専有してバスを使うんじゃないかと、みんなを乗せながら行ってくださいということが１点、それと利用者を限定して事前に登録制にしてほしいよという話もいただいています。それと、前日予約にできたらしてほしいということもいただいています。

す。さらに、その中で無料はできたらやめてほしいと、そういういろんな中の一つに、デマンド的なコミュニティバスの運行であれば、ドアツードアではちょっと会社としては賛成できないよと、タクシー会社としては経営が成り立っていかない、先が見えないよという、やっぱりそこら辺の民間と行政とのすみ分けをしっかりとくださいというような意見をいただいていますので、要は、地域交通会議において今後諮っていくわけなんです、交通関係団体の皆様の賛同をいただく必要があります。既存の交通体系とのバランスを考えると、現在のこの改正案、これが一番スムーズにいくかなというふうに考えております。

もちろんまた、先ほども説明させていただきましたが、一定の乗降ポイントを定めた後、再度の説明になりますけれども、地域の状況や高齢者の方々の状況によって総合的に判断して、必要に応じポイントを増やしていきますので、そこら辺のご理解はよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

当町は全くの交通空白地帯ではないといっても、本当に現場へ出ていただいたら一番分かると思うんですが、庁舎近辺の方はまだまだ利用できるかも分かりませんが、地理的な状況を考えたとき、高台に住む方だけではなくて、つえを頼りに移動している方などいろいろな条件の方が、バス停まで距離があると利用できません。

先ほどの答弁でも、地域包括支援センターが地域の状況や高齢者の方たちの状況判断により対応していくなどの改善策が提起されたことは、外出支援の大きな役割を果たすことになり、高齢者の方に喜ばれると思います。しかし、将来的にはドアツードアの検討も探っていかなければならないのではないかと思います。

タクシー会社とかにいろいろそういうことをしないでくださいと言われたとしても、本当に行政として誰の立場で物事を考えていくのかということが大事だと思うんです。運営できないからそういう形態はやめてくれと言われたとしても、それは町としてそこに委託すれば成り立つことではないかなというふうに私は思うんですが、そういった点で、本当に上富田町に住む高齢者の方に寄り添った政策をきちんと調査しながら実行していただきたいというふうに思います。結局そのことは町民の方の税金をどんなに有効に使うかということだと思いますので、その点について、しっかりと現場に足を運んでいただく、そして皆さんの声をしっかりと聞く、そのことをしていった解決をしていただきたいと思います。

それから、予約についてですが、利用者の事前登録は当然必要だと思います。しかし、1便目の前日予約は必要だと思うんですが、2便目からは当日予約という方法とかもいろいろあると思うんです。実際に乗合タクシーを実施しているところもあるんで、そういったところで、どういう形態が高齢者の方に利用していただけるのか、そのことをしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

また、先ほど紀南病院とかも検討すると言われていたんですが、運輸局の指導は、12月議会にも指摘しましたが、原則は町内運行になっているんですから、紀南病院行きを乗換えでということではなくて、熊野川町でも一部町外運行も取り入れていますので、運輸局の指導はあくまでも原則でありクリアできると私は思います。この件についても、乗換えなしで目的地に行ける方法を今後しっかりと探っていただきたいと思います。

次に、利用者の利用料金の設定についてどのように考えておられますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

利用料金につきましては、従来のコミュニティバスと同じ価格と今のところ考えています。つまり、大人1回につき200円とし、小学生以下、70歳以上の方、身体障害者手帳をお持ちの方等のそういった方につきましてはその半額、1回当たり100円とします。

また、年間パスポート、回数券、こちらについてもどちらのコミュニティバスの運行についても適用していきたいというふうに考えております。

先ほどの質問はもういいですか、答えなくて。いいですね。

（「答弁あれば言ってください」と九鬼議員呼ぶ）

○振興課長（平尾好孝）

実は、事前予約、基本は事前予約なんですけれども、九鬼議員言われたように、午前中の便は事前予約で、午後からの便は当日予約にできるかどうかの協議に入っています。

もう一つは、国立病院と紀南病院を走らす場合、どうしても上富田の中で完結する問題じゃなくて、田辺市の交通会議で諮るということになってきます。ということは、田辺市の中の新たなバス会社、タクシー会社、例えば第一交通さんとか、そういった方も入った中での協議になってきますので、そこでもちろん皆さんが、いいよと、オーケーだよということで了解していただければ、運輸局のほうもいいよという返事はいただいていますので、そこはちょっと頑張って話はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

結局、高齢者が長い間待ち望まれた移動手段です。ですから、最大限努力していただいて、皆さんに喜んでいただけるような乗合デマンドタクシーになればいいかなというふうに思います。

そこで、令和２年度決算を見ても、料金についてですが、運賃収入が約３７万円程度です。運賃については利用者の意見も取り入れながら、介護予防の観点からおでかけ応援の役割の大きさも考える必要があるのではないかと思います。

そして、デマンド乗合タクシーの実証実験や本格的な実施に当たり、現場に出て、その都度、その都度改善し、必ず現場に答えがあるということを肝に銘じて取り組んでいただきたいと思います。

そして、高齢者の皆さんは、幼い頃、戦争体験をされ、戦後、上富田町を支えてこられた方々です。そういった方々に喜んでいただける町政であることを強く願っています。未来を託す子供たちの輝くまち、それは誰もが幸せに生きられるまちです。子供を大事に育てることはお年寄りにも優しい町です。今まで長い間待ち望んでこられた高齢者の方の思いを一日も早く実現できるよう発言して、この質問は終わります。

○議長（大石哲雄）

デマンド乗合タクシー実施に向けての質問、終了でよろしいですか。

（「はい」と九鬼議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それでは次に、子供の医療費高校卒業まで無料にの質問を許可いたします。

○１０番（九鬼裕見子）

子供の医療費高校卒業まで無料化にということで、８年前、子育て世代や多くの方々の協力で署名を集め、町当局に提出し、６年目に中学校卒業までの無料化が実現し、３年が過ぎようとしています。

質問です。子供の医療費の年間予算についてですが、上富田町は子育て世代の転入が多いのではないかと思っていたところ、子育て世代の転入が多いことが紀伊民報でも報じられていました。

そこで質問ですが、子供の医療費、中学校卒業まで実施した当初と比較して、今年度では年間の費用額はどうなっているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

福祉課長、木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

まず、上富田町の子供の医療費無償化実施に至る経過について説明いたします。

この制度は、中学生以下の方が医療機関を受診した場合に保険診療の自己負担分を町から支給するもので、小学校入学までの乳幼児分は県からの補助をいただいております。町単独事業としましては、平成28年度に小・中学生を対象として入院時における医療費の自己負担分の支給が行われ、令和元年度からはさらに小・中学生の通院における医療費の自己負担分も支給することになりました。

ご質問の年間の費用額につきましては、通院までの医療費を対象とした令和元年度を当初と考え、医療費と委託料を含んだ決算額は4,987万6,853円となり、対象児童数は1,306人であります。令和3年度の決算見込額は5,155万7,962円となり、見込みの対象児童数は1,323人となっており、令和元年度比103%となります。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

今、答弁いただいたんですが、令和元年と3年度の差額は168万余りです。

そこで、高校卒業まで無料にした場合、どの程度の費用の上乗せが見込まれ、総額の費用はどうなっているか答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

高校生相当の児童、つまり18歳になる年度末まで無料にした場合の費用につきましては、追加となる3学年分を2つの方法で試算しました。

まず1つ目は、本町と同程度の人口規模で高校生相当の児童までを対象としている県内のまちの費用を基に1人当たりの費用を抽出して本町に合わせて試算しますと、医療費と委託料を合わせた総額が720万円程度となりました。

2つ目は、本町の小・中学生の子ども医療費を基に1人当たりの費用を抽出して高校生相当の人数を掛けた試算では850万円程度となります。

このような試算により、高校生相当の児童まで医療費を無償化した場合には700万から850万円程度の費用が増額となり、乳幼児からの費用と合わせると総額はおおむ

ね6,000万円程度と予測しております。

しかし、その年により、感染症の流行などが起こった場合は費用が変動するものと思われます。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

総額が大体6,000万円ということで、今、人口増に転じている上富田町については、今後その費用は増えていくであろうと思います。

そこで、高校卒業まで無料にできないかという質問です。

町長はいつも未来を託す子供たちが輝くまちづくりを掲げておられます。子供の医療費の無料化が実現したことで、親の経済状況に関係なく安心して医療にかかれるようになりました。

しかし、まだ高校生は対象になっていません。コロナ禍が長引く中で、高校卒業まで医療費の無料化拡大の実施が必要ではないかと考えますが、町長としての考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

私は、九鬼議員が言われますように、未来を託す子供たちが輝くまちづくりをマニフェストとして掲げています。その中で、実際無料化にしたいところ、取り組みたいところではありますが、平成30年5月から完全学校給食を実施し、現在支払いをしています給食センターの建築費に係る借入れの返済、それについては年間約4,000万円が20年間、それと小中学校の空調設備の借入れの返済、これについては年間約3,000万円が10年間、これは来年度から返済の実施が始まります。このような厳しい財政状況の中において、今の現状におきましては大変難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

確かに、学校給食の実施が県下一遅かったということの中で、今、返済が迫られているということは私もいろいろと聞いております。空調設備についても、昨年すごい暑さ

の中で町長が現場へ行かれて、そして空調設備を前倒しでしたという、そのことも本当にありがたいことだと思うんです。

今後、借金の返済はたくさんになると思うんですが、1,000万増えたとしても、1,000万まででできる無料化であると思うんで、まず医療費の無料化をまた今後において検討を重ねていただければありがたいなというふうに思います。結局、子供の医療費無料にしてほしいなと願っていた方も、今、高校生になっているんです。だから、そういった点でもぜひまた財源を確保していただいて、実施できる方向で検討していただけると子育て世代の方も大変喜ばれると思いますので、よろしくお願いいたします。

次いきます。これで無料化については質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

子供の医療費高校卒業まで無料にの質問、終了でよろしいですか。

（「はい」と九鬼議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それでは次に、大規模災害から防災対策を考えるの質問を許可いたします。

○10番（九鬼裕見子）

大規模災害から防災対策を考えるということで、さきの議員も質問していることと重複します。町独自の対策はないかということです。

今、温暖化が進み、気温が1度上昇するだけで豪雨の日数が倍になるとされています。そして災害が巨大化し、その回数も増え、被災の規模が大きくなり、期間も増えていると専門家は指摘しています。

今、町内を見渡すと、耕作放棄地や、後継者の困難さからどの地域を問わず田んぼが分譲地等に転用になり、大手スーパー、マンション、住宅地になっています。豪雨のとき田んぼは一時的に雨水をためていく機能があります。例えば庁舎付近を見ると、近くの支流の川幅では流水能力を超え氾濫するのではないかと町民の方々が不安を語っておられます。その近辺に住まわれている方は、宅地造成が始まってから知ることになるのが現状です。

防災面から考えても町独自の何らかの規制や対策を考える必要があるのではないかと思います。当局としての考えをお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

建設課長、栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、農業の後継者不足から町全体に耕作放棄地が増え、田んぼが住

宅に変わっております。近年のゲリラ豪雨では、田んぼは一時的に雨水をため、災害防止の役割を果たしていることについて十分理解しているところでございます。町としては、防災面から考えて何らかの規制や対策を考えていく必要があると判断してございます。しかし、現在のところ、田んぼが宅地に変わることに対し農業委員会が農地転用等で規制することは困難でございます。

上富田町は県内でも1番目に人口が増加している町であることから、上富田町のさらなる防災対策を考えていかなければなりません。それに対応するため、町や県において河川改修工事業やしゅんせつ事業を順次進めているところでございます。

また、田んぼが宅地に変わる小規模開発についても、細かな規制をかけるかどうかについては早急に和歌山県とも協議を行い、研究していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

今、答弁いただいたように検討していただけるということですが、上富田町が、万が一、この平地でそういう災害になったときには大災害になると思うんです。そういった意味では、ぜひ減災を考える上でも早急に対応していただけるようお願いして、次の質問に移ります。

災害後の対応についてです。

○議長（大石哲雄）

ちょっと待ってくださいね。次の……。

○10番（九鬼裕見子）

次の。2番目です。すみません。

災害後の対応についてです。

災害が起きたとき、最小限に食い止め、自立を助ける上で住宅再建をどれだけ早くできるか、それは自治体としての責務ではないかと思います。

一昨年の9月議会で災害後の対応について質問した際、奥田町長は、今の制度で被災された方を十分支援できるとは考えていない、より充実した支援となるよう国や県に要望していく。また、町独自で効果的な支援策について他市町村の取組を調査しながら研究していきたいと答弁されています。

町には財政調整基金があります。我が家ではいざというときの貯金です。今後いつ起きるか分からない南海トラフ巨大地震、豪雨災害を想定し、町単独でどれだけの支援ができるか、どれだけ必要か試算し、蓄えることが必要ではないかと思います。その

考えはあるでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、水口君。

○総務課長（水口和洋）

お答えします。

県が平成26年に作成しました地震被害想定では、南海トラフ巨大地震による建物被害は、全壊が1,400棟、半壊が1,900棟となっております。

大規模災害で建物被害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合の公的な支援につきましては、全壊世帯や半壊世帯であっても住み続けることが困難な程度の損傷がある世帯等に対する応急仮設住宅の供与、半壊世帯で日常生活に必要な最低限度の部分を応急的に修理することで引き続き住み続けるようにする住宅の応急修理、中規模・半壊以上の被害を受けた世帯に支援金を支給する被災者生活再建支援金、負傷または住居、家財に被害を受けた方へ貸付けをする災害援護資金等がございます。

しかし、支援内容につきましては、例えば被災者生活再建支援金では、全壊世帯に対して新たに住宅を建築や購入する場合には最大でも300万円、補修をする場合には最大200万円、賃貸する場合には最大150万円の支援金が支給されますが、実際、被災者が負担する金額に対して十分な支援を行っているとは言えません。

町単独での支援策につきましては、被害想定から町の費用負担がどれぐらい必要であるかを試算しなければなりません。一例ですが、14年をかけて県と市町村で折半して20億円の基金を造成した鳥取県の事例も参考にしつつ、引き続き調査研究を行ってきたいと考えております。

いずれにいたしましても、町としましては、大規模災害で住宅が被災した場合の被災者が負担する費用は非常に大きくなるため、町民個人が地震保険に加入するなど、被災時の生活再建に向けた自助による備えを促していくことも大切であると考えております。

また、現在実施しております住宅耐震診断や耐震改修の補助事業を活用していただき、住宅の耐震化を行っていただき被害の軽減につなげていきたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

被災者再建の補助金、助成については、やはり300万とかではとても再建はできません。仮設住宅といっても期限があるので、高齢化すればするほど再建することは厳しくなります。だから、そのことに対してどれだけ町が町民を応援できるのか、支援でき

るのかということを今後においてしっかり検討、研究していただきたいと思います。

鳥取地震のときには、すぐに知事がそういう対応したという事例が以前にもありました。もちろん町だけではできない部分もあると思いますが、県と協力して、少しでも町民が再建して、ささやかでもその地で住んでいけるような対策を考えていただきたいと思います。

それから、耐震診断と耐震に対する事業に対しても、今、コロナ禍でなかなか対応できていないということも聞いたんですが、またちょっとコロナが収まってきたときには今までどおりまた訪問して、ぜひ耐震改修ができるような方向で取り組んでいただければと思います。

それで、この８年の中で私は防災に関する課題や問題点について繰り返し取り上げて確認してきました。限られた職員数の中で、目まぐるしく変わっていく防災計画に翻弄されているのではないのでしょうか。

一例ですが、大阪北部地震の際、危機管理部局の職員だけが三日三晩働き続けたとのこと。この状況を考えたとき、今後、全職員が防災に必要な能力を持っているかが問われてくるのではないかと思います。当町としての取組はどうなっているか、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務課長（水口和洋）

お答えします。

災害時には、災害に対して迅速に対応できるよう災害対策本部を設置しますが、その体制の組織構成として、総合調整室、住民救護部、建設部、上下水道部、教育部、消防部が組織されております。その各部の中に各課、班が属し、担当業務を割り当てております。これらの組織が災害に迅速に対応するためには、各職員の業務に対する処理能力が重要となっております。

また、災害時には全ての職員が参集することができるとは限りません。少ない職員で災害対応に当たらなければならない状況も十分考えられます。そのような場合には、より各職員の能力が重要となっております。そのため、定期的に訓練や研修等を実施することにより、災害時の業務も平常時の担当業務と同じように反復して覚えていくことで、職員の能力を高めていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

答弁いただきました。少ない職員数の中で役割分担等されているとのことですが、今後において、減災を考えたとき、地域の防災力をどう高めていくかということもとても大切だと思います。そのことを今後実践していただけるよう発言して、この質問は終わります。

○議長（大石哲雄）

大規模災害から防災対策を考えるの質問、終了でよろしいですか。

（「はい」と九鬼議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それでは次に、大内谷残土処理場事業の今後についての質問を許可いたします。

○１０番（九鬼裕見子）

大内谷残土処理場事業の今後についてです。

今後の対応について質問をします。

大阪府吹田市の企業から上富田町に約８，４００万円の支払いを求めている訴訟について、紀伊民報への記者会見が昨年１１月１１日と２３日に行われ、町当局の見解が報道されています。

行政として調査していく中で、不適切であった会計処理についても明らかにされていますが、町民にとって分かりにくいという声があります。私たち議員が当局から説明を受けた事実関係だけでも、この事業をめぐってあまりにもずさんな会計処理がされていたこと、また、土地取引についても、本来、町と業者の売買とすべきところを交換にしていたなど、問題があります。

今、企業との裁判中でもあり、全てを公開することは差し控えなければならない時期であると思いますが、今後、全容解明について時間はかかると思いますが、どのような手順で議員や町民に明らかにしていくのか、また、借りた公金の不適切な支出が明らかになった場合、町としてどのような対応で臨めますか、当局としての考えをお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

建設課長、栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

お答えします。

仮に公金の不適切な支出が明らかになった場合は、町としてどのような対応で臨みますかについてでございます。

令和３年１１月１０日に記者会見が行われ、町長は、裁判の結果にもよるが、たとえ

別途の費用が発生した場合でも町民の税金を出すわけにはいかない、当時の関係者に費用負担を請求することも視野に対応していくと話されております。

また、全容解明について、どのような手順で議員や町民に明らかにしていくのかについては、裁判が進んでいく中、不明な点が明らかになった時点で、裁判に影響がない部分を判断し、議会全員協議会に報告を行うとともに、町民に明らかにしていくため記者会見を行う方向性を示されておられます。

大内谷残土処理場の件については、過去約17年前に遡る裁判であるため、長期的な裁判になると予想されます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

大内谷残土処理場事業の全容解明や公金の不適切であったかどうかの問題についての原因究明は、今後大変な作業になると思いますが、町民の立場に立った公正・公平な町政にする決意で、ひるむことなく臨んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ご答弁いただいた当局の皆さん、ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、3月22日火曜日、午前9時00分となっていますので、ご参集をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

延会 午後 2時13分